

**マスク
着用!**

第66回

**ファルクラム
租税法研究会**

プロゼミ

令和4年6月18日(土)

13:30~15:00

今回のプロゼミでは、所得税法56条《事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例》の適用が争われた重要事例として、いわゆる弁護士・弁護士事件を検討します。

所得税法56条は、夫婦間や親子間等、同一生計内親族の間で役務提供対価が支払われた場合に、それらをなかったものとみなす規定です。本件では、弁護士である夫が弁護士である妻に支払った報酬について同条が適用され、夫の事業所得の計算において、その必要経費算入が否定されました。この事件では、夫は東京都港区に、妻は同新宿区にそれぞれ異なる名称で別個の事務所を開設し弁護士業務を行っていました。納税者としては、かような独立性が認められる中であっても夫婦間であること故に必要経費算入が認められないのは不合理であると主張したわけです。

所得税法56条は、いわゆるシャープ勧告に基づき「要領のよい納税者」の租税回避を防止するために設けられた規定であると解されているところ、この租税回避否認規定としての性格を強調すれば、本件のように独立性が担保されている場合には同条を適用すべきではないという見解にも繋がりますが、果たしてどのように考えるべきでしょうか。働き方や家族観が多様化する今日だからこそ、改めて検討しておくべき重要裁判例といえるでしょう。

本研究会は研修細則2条(7)の「その他の研修」として18時間まで税理士会への申請が可能です(認定を保証するものではありません)。

65回、66回

弁護士・弁護士事件

講師 **酒井克彦** (ファルクラム代表・中央大学法科大学院教授)
白倉真純 (ファルクラム 主任研究員)

事案 **最高裁平成16年11月2日第三小法廷判決**
(訟月51巻10号2615頁)

お申込URL/QRコード

<http://bit.ly/66pro-yes>



次のご案内 第67回 プロゼミ

日時 令和4年7月9日(土)

会場 都内会場予定 (コロナ情勢に応じて)

テーマ 未定

NATULUCK神保町 10階大会議室



東京都千代田区神田
小川町3-10
新駿河台ビルディング10F
・都営三田線/新宿線
半蔵門線/
神保町駅 A5 徒歩3分
・JR総武線/中央線/
御茶ノ水駅
御茶ノ水橋口 徒歩7分

◆「プロゼミコース」とは、より深く租税法の解釈論を展開し、高度な理論に裏打ちされた実務への応用力を高めたいという専門的探究心に応える少人数制のゼミコースです。

◆具体的には、毎回1つの事案を取り上げ、会員の発表をベースに議論を行います。酒井教授のポイントを押さえた分かりやすい解説で、さらなるレベルアップを目指します。

【受講料】

◆年会費18万円(月額1万5,000円)

※プロゼミコースとスタンダードコースの両方を受講する場合は開催月のみ2万5,000円(非開催月は1万5,000円)

【会員特典】

◆プロゼミ研究会の無料参加(年間8回開催(2・3・5・8月は非開催月))

◆公開セミナーの無料参加

◆毎月1回の学習用講義動画配信(酒井克彦教授のオリジナル講義動画。40~60分程度)

◆プロゼミ研究会欠席時の無料フォロー(動画配信)

一般社団法人ファルクラム

東京都世田谷区松原1-20-14-103 TEL: 03-6304-7491

HP: <https://fulcrumtax.net>

E-mail: jimu@ful-crum.info



ファルクラムでは新型コロナウイルス感染防止策として、十分な換気と座席間隔確保を徹底するほか、会場入口でのアルコール消毒と検温を実施しています。安全な研究会開催のため、皆さまにおかれましてもマスク着用のご協力をお願い申し上げます。また、コロナ情勢に応じて研究会の日程や会場等を急遽変更する場合がございますので、HP等のご確認も重ねてお願い致します。